

平成28年第3回隠岐の島町議会会議録

開 会 (開議) 平成28年 9月30日 (金) 9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	西尾	幸太郎	7番	齋藤	幸廣	12番	米澤	壽重
2番	池田	賢治	8番	小野	昌士	13番	遠藤	義光
3番	安部	大助	9番	齋藤	昭一	14番	池田	信博
5番	前田	芳樹	10番	石田	茂春	15番	福田	晃
6番	平田	文夫	11番	高宮	陽一	16番	安部	和子

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	松田	和久	農林水産課長	佐々木	千明
教 育 長	山本	和博	上下水道課長	田中	秀喜
総務課長	大庭	孝久	建設課長	山崎	龍一
会計管理者	池田	賢一	大規模事業課長	河北	尚夫
企画財政課長	渡部	誠	総務学校教育課長	八幡	哲
税務課長	池田	茂良	生涯学習課長	中林	眞
町民課長	名越	玲子	布施支所長	大上	一郎
福祉課長	長田	栄	五箇支所長	増原	和彦
保健課長	平田	芳春	都万支所長	春木	茂正
環境課長	藤川	芳人	企画財政課長補佐	石田	寛弥
観光課長	吉田	隆	総務課長補佐	野津	千秋
定住対策課長	鳥井	登			

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一 事務局長補佐 田中順子

1. 傍聴者 5人

1. 議員提出議案

発委第5号 「青少年健全育成基本法」の早期制定を求める意見書

発委第6号 保育士の処遇改善並びに職員の配置基準の引き上げの緊急対応と財源確保を求める意見書

発委第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書

発委第8号 参議院選挙における合区の解消を求める意見書

議事の経過

○議長（高宮陽一）

ただ今から本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 10時43分）

日 程 第 1. 委 員 長 報 告

「委員長報告」を行います。

始めに、常任委員長報告を行います。

各常任委員会の審査に付託した町長提出議案の、議第74号から議第82号までの補正予算案及び条例関係等18件、決算認定14件、並びに継続審査となっている各常任委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、それぞれの委員長の報告を求めます。

始めに、総務教育民生常任委員長：7番 齋藤幸廣 議員

○7番（ 齋 藤 幸 廣 ）

総務教育民生常任委員会の審査報告をいたします。

委員会開催日は、9月13日、14日、15日、会期中の27日、28日、29日の計6日間でした。

付託案件・審査結果は別紙のとおりです。

付託案件の審査の中で、特に議論が集中したものについて、意見・指摘した事項などを報告する。

1. 平成28年度一般会計及び特別会計補正予算、「棋聖戦実行委員会補助金」について、7月13日、日本将棋連盟等の主催で第87期棋聖戦五番勝負第4局が都万の羽衣荘で開催された。この事業は民間の実行委員会によって運営され、教育委員会が助成するものである。補正額は47万6,000円であり、補正後の総額は347万6,000円となる。

委員から事務局経費の内容が解らない、実行委員会の決算書類の提出を求める等の意見があり、教育委員会から、実行委員会の事業別収支（予算）内訳書（見込）が示された。

内訳書の提示を受けて委員からは、事務局員の賃金単価が町と比較して高いのではとの指摘があった。教育委員会からは、これらの賃金はまだ支払われておらず、日数の積算についても現実には数字以上になっている。賃金単価に関しては、適正な単価となるように申し入れる。また、実行委員会による運営はスムーズに運び、評価すべき点が多くあったとの答弁があった。また、決算書類については11月末には整うとのことである。

委員会としては、民間の実行委員会であるので、慎重に申し入れるように指摘した。

2. 決算認定、「平成27年度税料等の収納状況と滞納整理方針」について、滞納整理の方針は、現年分の徴収を第一とし、新規滞納の発生を抑止する。第2として滞納繰越分の圧縮、第3に滞納処分の強化を掲げている。

決算審査で監査委員から同様の指摘があったが、委員からは現年度分もちろん大事だが、過年度分の徴収にもっと取り組むべき等の意見があった。

税務課からは平成26年、27年と取り組んできた徴収方法を続け、滞納処分を強力に進めるとの説明があった。

委員会では、窓口に来ない人、連絡しても来ない人だけを対象に家庭訪問をするのではなく、広域連合で成果を上げているように、滞納者の家庭訪問を積極的に取り組むべきではと指摘した。

3. 請願・陳情等について、「青少年育成基本法の制定を求める意見書提出に関する請願」については、青少年育成の基本理念・方針を示し、国や地方自治体、事業者、そして保護者の責務を明らかにする法整備が必要であることから、全会一致で「採択」とした。

「保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げの緊急対応と財源確保を求める陳情」については、少子化が進む状況にあつては、保護者が安心して子どもを預けられる保育環境の充実が早急に取り組むべき必要があることから、全会一致で「採択」とした。

「地方財政の充実・強化を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情」については、東京への一極集中の是正、地方創生を推進するためには財源の裏付けが必要であることから、全会一致で「採択」とした。

「参議院選挙合区解消を求める意見書提出に関する陳情」については、地方自治を確立し、地方創生を進める上で歴史的背景を持つ県の合区は許されないことから、全会一致で「採択」とした。

4. 所管の調査事項について、保健・医療・福祉の連携については、27年度から、町民課・保健課・福祉課の3課との合同会を持ち、町民への保健活動は誰が担うべきか、介護予防・健康寿命の延伸の施策をどう連携して進めていくか協議を重ねてきた。委員会では各課がしっかりと話し合い、連携を深めるよう指摘してきた。そして、行政視察の報告もあるので、閉会后早急に合同会を開催し、更に協議することとした。

9月の会期前常任委員会で保健課の保健師が1名、10月1日付で福祉課の包括支援センターに異動すると聞いた。委員会として保健師業務の充実をもっと図るべきと指摘してきていりる中で、ケアマネ更新の負担軽減への対応や社会福祉協議会が介護保険事業から撤退し、ケアマネを解雇する際に手立てをしてこなかったのに、今になってケアプラン作成件数が増えてきたのでとの理由で、保健師をその任に充てるという安易なやり方は問題であり、今一度この町の保健・福祉のあり方について改めて考えなおすべきであると委員会として強く指摘した。

所管の調査事項については、引き続き調査を行う。

続きまして、総務教育民生常任委員会の行政視察報告をいたします。

平成28年8月21日から8月24日までの日程で、三重県いなべ市、四日市市を訪問し、市が地域住民と協働で長年月を経て作り上げてきた介護予防システム、小規模単位の地域自治会の取り組み及び社会福祉法人の協力のあり方等について視察したので、その概要を報告する。

視察は委員6名と事務局員1名が参加したが、各担当課からの参加がなかったことは非常に残念であった。期間中は好天に恵まれた上、両市の心あたたまる応接を受け実りある視察となった。

いなべ市の「元気づくりシステム」、いなべ市は平成15年に員弁町、北勢町、大安町、藤原町が合併し、県下14番目の市となった。鈴鹿、養老の山々を源流とする員弁川の流域に発展したいなべ市は、農業ではそば、水稻、お茶など、自然環境を活かした農産物が生産されている。その上にトヨタ車体株式会社いなべ工場をはじめ、工業生産額は110億円を超えている。人口45,874人で65歳以上11,730人、内75歳以上5,745人、高齢化率25.7%、介護認定者数1,826人、認定率15.6%、介護保険料月額5,426円であります。

研修場所である大安庁舎、この市は分庁方式をとっています。予定より30分早く着いたが、さっそく会議室に案内され、福祉部長寿福祉課の課長補佐から元気づくりシステムについての事業説明を受け、質疑に入った。質疑には課長も加わり、大変丁寧に応えていただいた。

地域包括支援センターは1箇所であり、社会福祉協議会に委託している。その職員体制は主任ケアマネジャー3人、社会福祉士4人、保健師1人、社会福祉主事1人の計9名である。

市は合併時より「市民がスポーツに親しみ、身体を動かし、健康度を高める。」ことを目指し、中高年齢層に働きかける活動をしてきたが、より高みを目指して、平成17年に「一般社団法人元気クラブいなべ」を設立し、町民自ら健康増進事業、介護予防事業に取り組む仕掛けを作った。

その取組みの概要は、委託を受けた健康増進、介護予防事業は「家から歩いて行ける身近な場所や近所の仲間同士で続けられる環境が必要」という考えのもと、約120か所ある地区集会所や公民館での出前型で「にこやか集会所コース」として、平成19年度から始まった。そして、専門コーディネーターが地区に出向き、6か月間、週2回、90分間で集中して体験型研修を実施し、参加者に運動習慣の定着と仲間づくりを促す。このコースの修了者で更に4日間の特別研修を受講した人を「元気づくりリーダー」とし、その元気づくりリーダーが自主活動として、各地域で仲間を募り、健康増進・介護予防体操を継続的に実施している。

現在、120か所の自治会のうち92か所で、にこやか集会所コース6か月を実施済みで、このうち52か所で314人の元気づくりリーダーが誕生している。

この事業は、目を見張るような成果を上げる一方で、昔からの人間関係で参加できない人が見られること、要支援・要介護の高齢者をどう受け入れていくかなど、課題も浮かび上がっている。

今後、本町において、今健康である高齢者の方々の健康増進・介護予防ができる環境づくりが急務であり、いなべ市の取組みは大変参考になる好例であると感じた。

四日市市「ライフサポート三重西の取組み」、四日市市は、古くから「四日の市」に象徴される商業の町として、また東海道五十三次の43番目の宿場町として栄え、陸海の交通の要衝でもあった。

明治から昭和にかけては四日市港を中心に萬古焼、菜種油等の地場産業のほか、紡績、化学、電気などの近代工業が盛んとなり発展した。昭和30年代には臨海部に石油コンビナートが形成され、我が国有数の工業都市にまで発展した。この過程で発生した公害問題では、全国に先駆けて硫黄酸化物の総量規制を導入するなど懸命の努力を重ね、現在では良好な環境を取り戻している。

平成17年に楠町と合併し、平成20年には政令市へ移行した。人口は31万2,179人で65歳以上77,581人で、高齢化率は65歳以上22.6%、75歳以上は10.5%です。

三重西地区の集合住宅団地では人口は4,894人、高齢化率は30.5%と高く、団地が作られた当初からの住民も多い。また、この団地を終のすみ家と考える住人も比較的多く、平成25年、住民自ら地域の支えあい体制をつくる組織として「ライフサポート三重西」を設立した。

これらの経過と運営方法、事業内容については委員長、この方は元市議の議長をされた方で、事務局長は元市の部長をされた方ですがそれらの方を始め6名の役員から説明を受けた。

事業の内容は、地域完結型生活支援サービスを提供しており、サービスの種類はゴミ出し、庭掃除、配食サービス、買い物送迎、話し相手など多岐にわたる。主なサービスの提供料はゴミ出し1回50円、庭掃除1時間600円などである。サービス希望者の資格は、原則65歳以上の高齢者及び障害者手帳の保持者でサービスの必要な人であり、サービス提供者は申請し、事務局で認定・登録された人である。

住民主体の生活支援サービスの提供は、本町においても必要となることが考えられ、住民のニーズの把握と、環境づくりについては検討する必要があるのではと感じた。

社会福祉法人青山里会の三重西、高花平地区での活動についても説明を受けました。平成20年、高齢者及び高齢者夫婦のみ世帯の日常生活における具体的な生活ニーズの実態調査を行い2,000枚のアンケートを配布、1,798枚を回収し、回収率89.9%、この調査によって把握した地域住民の困りごとや思いをサポートする孤立防止拠点「ぬくみ」を立ち上げた。

そこはコミュニティーレストランであり、交流の場（地域住民の居場所づくり）であり、身近な相談窓口を担っている。これらの施設の運営は、社会福祉法人青山里会が行っており、

青山里会の狙いとしては自分たちが運営する介護福祉施設をいずれ利用される住民の皆さんに対しての営業活動と地域貢献活動を兼ねて、ボランティア的に運営をしているとの説明があった。

行政機関のみで住民サービスを行うのではなく、社会福祉法人等の民間事業所との連携で地域住民のコミュニケーションの場やサービスの提供等を行えないか、本町においても検討すべきであると感じた。

以上で、行政視察報告を終わります。

付託案件の結果を報告していませんでしたので報告します。議第74号から議第91号までの議案については全会一致で「可決」といたしました。認定第1号から認定第13号までの全てについて全会一致で「認定」としました。請願・陳情の4件ですが、請願第2号、陳情第2号、3号、4号、全て全会一致で「採択」といたしました。

以上で、総務教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（高宮陽一）

次に、産業建設常任委員長：8番 小野昌士 議員

○8番（小野昌士）

それでは、産業建設常任委員会の委員長報告を行います。

委員会は、9月8日、12日、15日と会期中の9月27日、28日、29日の6日間開催いたしました。

本委員会に付託された案件は、議第74号の「平成28年度隠岐の島町一般会計補正予算（第2号）」から、認定第14号「平成27年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの9件、審査の結果、全て全会一致で「可決」あるいは「認定」することにいたしました。

続いて、予算等の審査において特に意見、指摘した事項について報告をいたします。

一般会計補正予算関係でございますが、庁舎整備事業の庁舎基本設計、2,600万円、地質調査、これは土質ボーリング5本でございますが700万円、造成設計13,000㎡の900万円、トータルで4,200万円、建設検討委員会等諸費166万4,000円の予算については合併特例債適用期限が平成31年までであることから、工程上、建設位置決定後速やかに設計委託発注することが必要のため今回予算を計上したものです。

現在、建設検討委員会11名で、住民の利用に最も便利であるように、あるいは交通の事情、他の官公署との関係、地震を含め防災等安全安心を基本に、検討事項の建設位置の選定・庁

舎規模・敷地面積・整備方針等について検討中です。現在まで2回開催されたということです。

委員からは、「当初の説明では検討委員は15名以内となっていたが11名でしっかりした検討ができるのか」、あるいは「合併して『まるい輪の中、心行き交う』“まちづくり”を町の将来像に表現している」、「位置については旧村への配慮もすべきだ」、「庁内にも職員で特別チームを組織して対応すべきでないか」等の意見に対して、委員については役場がお願いした人が6名、公募委員が5名である。公募の応募者が少なかったため11名で検討委員会を立ち上げることにした。旧村のことも十分考慮しながら検討している。庁内での特別チームについては今後検討したいと思っているとのことであります。庁舎は住民にとっては町の顔となる建物であり、隠岐の島町の誇りとなりうる建設計画ができるよう要望いたしました。

畜産業振興事業の畜産センター牛舎修繕費32万4,000円は子牛の出荷頭数増加に伴い、一時預かり場のスペースが不足している状況の中、11月市場に対応するため既存施設を一部修繕するものでございます。新たな畜産センターが整備されるまでの応急措置であります。

都市交流推進事業の国際交流、クロトシン市相撲大会参加補助金233万5,000円は11月3日五箇地区相撲大会にポーランド相撲連盟5名の大会参加費の助成であります。ワルシャワ、成田間空路分はポーランド負担で、日本国内での移動費・宿泊費・飲食代を町が負担するものであります。委員から、「こうした友好都市交流は大切と考えるが、毎年交流に500万ほどの予算が必要となると今後の交流のあり方について検討する必要がある」、「経済交流や留学も含めた教育交流等、交流の狙いを定めて対応すべきでないか」、「日本国内ではポーランドとの交流は隠岐の島町が初めてと聞いている。島根県や政府にもお願いして、特別交付税等での支援をしてもらうよう働きかけたらどうか」の意見に、財政も含め交流のあり方等について検討したいとのことであります。財政的な足かせにならないよう十分検討するよう指摘いたしました。

新市街地開発事業の85万円については、当初旧西郷町の中心市街地活性化計画の総括後ゾーニング(各地域を用途別に区画する)の予定でありましたが、都市計画関係交付金等導入するためには詳細な基礎調査が必要となり、基礎調査範囲を拡大して、旧中心市街地の基礎調査と拡大区域、役場から県道中町中条線平交差点付近ですが、この基礎調査を実施する計画であります。

当委員会は6月定例会の委員長報告でジオパーク中核施設調査に関連して中心市街地のビジョンの早期策定をすべきと報告しております。特に港周辺のピア跡地を含めた実施可能な

デザインを早期に定めるよう指摘したところであります。ジオパーク中核施設については現在調査中ですが、計画の栈橋上には無理があるということで、今、陸域で調査中でございます。旧市街地は高齢化・空き家の増加等住環境も大きく変わってきています。拡大区域も含め基礎調査を急ぎ、適正な計画策定をするよう指摘をしました。

次に決算関係で、歳入の使用料及び手数料で、清掃手数料6,865万2,000円の調定額うち203万円が収入未済額となっております。これはゴミ処理券販売代金の未納であります。あってはならないことであり納付確約書を取り確実に納付させるよう指摘をしました。

上水道、簡易水道使用量の滞納繰越額と現年度滞納額を合わせた額が上水道5,984万5,000円、簡易水道951万6,000円となっております。簡易水道を上水道に一本化して水道料の引き上げを検討中でございます。委員からは「滞納額を残して水道料の引き上げは住民理解を得られない」、「監査委員からも意見として水道料未収金の徴収について指摘されている」、「徴収指針を上回る徴収目標額を設定し法的措置も含めて徴収すべきだ」等の意見がありました。滞納額0円を目標に徴収努力するよう指摘をしました。

次に決算の歳出ですが、雇用対策費4,053万7,000円、これは町の将来を担う若い人材の確保育成を目的として、雇用に関する補助金及び研修などの取組みを継続して行い、若者の雇用促進と定着率の向上を目指すことで平成25年度からの事業であります。

新規学卒者を雇用した事業主に対し補助金を5年間、月額7万円支援する事業であるが、年々採用者も増加してきており、町の主要事業になってきている。隠岐の島町を維持するためには何といても若い人がこの町に住むことであり、それには健全で希望を感じる働き場が必要であります。新規の学卒者がしっかり定着するよう事業所の労働環境の均衡、賃金等の底上げ等、商工会と連携を図り安定した雇用の場の育成に努めるよう要望いたしました。

その他、所管の調査事項は引き続き閉会中も調査・研究いたします。

最後に、行政視察の報告を行います。

参加した人は委員を含め、議長、課長、事務局長の計9名で、本町の6次産業の推進を図るため、特産品開発、販路拡大について先進地である高知県馬路村の視察研修を8月4日から6日にかけて行いました。

JA馬路村の6次産業化は、190名の生産者が栽培した「ゆず」を全量買い取り、自分たちで加工・販売、工場にはコールセンター、配送センターを併設し、集荷・広報・販売、クレーム対応等総合的プランニングをし、売り上げ33億円産業に育っています。

馬路村は住環境としては非常に恵まれない山間地であります。昭和38年に農家10戸が林

業だけでは生き残れないということで、しかも、農地が少ないという村の状況で考えた結果、「ゆず」栽培で村の活性化を図ったということでもあります。

45 ヘクタールの段々畑でゆず栽培を行い、ゆずの実を搾った果汁販売から今では 50 種類以上のゆず製品を製造販売しております。最近では、ゆずの種で化粧品の研究開発、製造も行っております。総売上高 33 億円、雇用の場としても常時 70 人の働く場が確保され、人口 900 人余りの村の活性化になっております。はちみつ以外はすべて自前生産での経営方針であるが、190 人の栽培農家の収入は 1 戸当たり年間 100 万円強で高齢化あるいは後継者等課題もあるということも伺いました。

「ゆず・馬路村が好きだからの気持ちを大切にこれからも、粘り強く頑張りたい。」との営業課長の言葉が印象的でした。産業おこしや地域づくりはその町に住む人たちが、自分の町を何とかしたいと思う気持ちの総和であります。ゆっくりでも隠岐びとたち、隠岐を心底好きで誇りに思う人皆で、隠岐の島町の将来に希望を感じる人を少しでも増やすことが必要だと、研修を通して強く感じました。

以上で報告とします。

○議長（高宮陽一）

以上で、「委員長報告」を終ります。

日 程 第 2. 特別委員会の中間報告の件

「特別委員会の中間報告の件」を議題とします。

隠岐の島町議会会議規則第 47 条第 2 項の規定により、議会広報調査特別委員会と、竹島対策特別委員会から調査事項の件について中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」 の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、議会広報調査特別委員会と竹島対策特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

始めに、議会広報調査特別委員長の発言を許します。

議会広報調査特別委員長：1 番 西尾幸太郎 議員

○1番（西尾幸太郎）

議会広報調査特別委員会の中間報告を行います。

当委員会は7月25日、26日、8月1日の3日間開催し、議会だより平成28年7月号を8月18日に配布いたしました。

次に島根県市町村議会広報研修会の報告をいたします。

市町村議会広報研修会は8月17日水曜日に松江市のタウンプラザしまねにて開催され、当委員会からも2名の委員が参加いたしました。

広報コンサルタントの芳野政明氏を講師に「住民に読まれ、議会活動が伝わる議会報の基本と編集技術」と題し、議会広報紙作成の作業工程の基礎や、住民の興味・関心を引くような企画の必要性、「知らせる“広報”」だけではなく「聴く“公聴”」のことの大事さについて講演され、午後からは各市町村議会の広報紙について、改善点を指摘していただくクリニックが開催されました。

当委員会の発行した議会だよりについては、議事の公開度や写真のキャプションなどたくさんの方の好評をいただくことができましたが、文字のサイズや見出しの文字数の多さ等の改善点を指摘もいただきました。今後発行する議会だよりでは、指摘された部分を改善し、より市民の皆さんに読みやすく、興味を持たれる紙面づくりに努めてまいります。

なお、研修会で配布された資料につきましては、議会事務局に保管しておりますので、是非ご覧ください。

今定例会中は、9月21日に当委員会を開催し、議会だより10月号の編集方針並びに発行の日程について協議いたしました。今後の予定は原稿の締め切りを10月14日金曜日、午前中とし、10月24日に第1回編集会議を行い、嘱託員配布を11月17日木曜日の予定といたします。

以上で、議会広報調査特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（高宮陽一）

次に、竹島対策特別委員長の方の発言を許します。

竹島対策特別委員長：12番 米澤壽重 議員

○12番（米澤壽重）

竹島対策特別委員会より中間報告をいたします。

当委員会は議会閉会中の7月29日の「久見竹島歴史館」の視察と議会会期中の9月26日に委員会を開催し、調査・研究してまいりましたので、報告いたします。

「久見竹島歴史館」については、竹島対策室より施設の設置目的や基本理念と今後の運営

上の課題について説明を受けました。

当施設を竹島漁撈に関する貴重な歴史的な資料収集や調査・研究の拠点と位置づけています。6月1日の会館から今日まで約800名の来館者があり、領土教育の場としても活用されています。来館者からは竹島漁撈に関する資料や漁具類の一部展示を望む声もあり、当委員会としては本来の施設の目的から大きく逸脱しない程度の資料の展示も検討すべきであると指摘しました。

また、来館者に「竹島歴史資料館」の目指す本来の施設設置目的が理解出来るよう、明確な表示をすべきであるとの委員からの意見もありました。

懸案となっています3度目の「東京集会」については、「日本の領土を守るために行動する議員連盟」、「竹島・北方領土返還要求運動県民会議」に粘り強く開催を求めてまいりました。3度目の「東京集会」開催の正式発表が待たれるところではありますが、新聞報道によれば11月9日に過去2回と同様、東京永田町の憲政記念館での開催が予定されています。今回の「東京集会」が実現すれば平成24年4月、平成26年6月以来念願の3回目の開催となります。

領土担当大臣や内閣官房内に「領土・主権対策企画調整室」を設置するなど、領土問題解決に向け強化を図ってきたものの、未だ外交交渉の進展が見えない現状が続いています。このような^{こうちやく}膠着状況を打開するためには、継続的な「東京集会」開催により全国に向け「竹島問題」を広く啓発し、国民世論を高め、政府の毅然とした外交交渉を後押ししていかなければなりません。

今、南シナ海の中国による境界線「九段線」を無効とする判断を示した国際仲裁裁判所の判決が注目されています。竹島問題も竹島周辺海域で実質的な漁業ができない実状を国際仲裁裁判所に付託し、問題解決を図るべきであるとの考え方があります。当委員会といたしましては、国際司法裁判所への提訴による平和的な解決を求め続けているところであります。

国際司法裁判所への付託の提案は過去3回行い、韓国により一方的に拒否されているものの、米国も国際司法裁判所での解決が適当であるとの立場をとっています。国際仲裁裁判所への付託の働きかけが妥当かどうかについては今後の動向を見極めながら、更に調査・研究を進めてまいります。

なお、所管の調査事項については議会閉会中も調査・研究を進めてまいります。

以上、竹島対策特別委員会の中間報告といたします。

○議長（高宮陽一）

以上で、「特別委員会の中間報告の件」を終ります。

日 程 第 3. 討 論

これより「討論」を行います。

町長提出議案の議第 74 号「平成 28 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 2 号）」から、認定第 14 号「平成 27 年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの 34 件及び本日の議事日程第 1 で行いました、各常任委員長報告を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「賛成討論なし」と認めます。

他に討論はありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 4. 採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

始めに、町長提出議案の議第 74 号「平成 28 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 2 号）」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、議第 74 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 75 号「平成 28 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）」から、議第 82 号「平成 28 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 1 号）」までの 8 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、議第 75 号から議第 82 号までの 8 件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 83 号「隠岐の島町税条例の一部を改正する条例」から議第 91 号「隠岐広域連合規約の一部を変更する規約」までの 9 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 83 号から議第 91 号までの 9 件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、諮問第 2 号、第 3 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決します。

本案は、お手元に配付しました意見のとおり答申することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、諮問第 2 号、諮問第 3 号はお手元に配付しました意見のとおり答申することに決定いたしました。

次に、認定第 1 号「平成 27 年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第 14 号「平成 27 年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの決算認定関係 14 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は「認定」です。

本案を、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、認定第 1 号から認定第 14 号までの 14 件は委員長報告のとおり認定されました。

次に、請願第 2 号「青少年健全育成基本法の制定を求める意見書提出に関する請願」について採決いたします。

この請願について、委員長報告は「採択」です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、請願第2号は委員長報告のとおり決定することにいたしました。

次に、陳情第2号「保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げの緊急対応と財源確保を求める陳情」について採決いたします。

この陳情について、委員長報告は「採択」です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、陳情第2号は、委員長報告のとおり決定することにいたしました。

次に、陳情第3号「地方財政の充実・強化を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情」について採決いたします。

この陳情について、委員長報告は「採択」です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、陳情第3号は、委員長報告のとおり決定することにいたしました。

次に、陳情第4号「参議院選挙合区解消を求める意見書提出に関する陳情」について採決いたします。

この陳情について、委員長報告は「採択」です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、陳情第4号は、委員長報告のとおり決定することにいたしました。

以上で、「採決」を終わります。

日 程 第 5. 議員提出議案の上程及び審議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

本日、お手元に配付のとおり、4件の議案が委員会提案されました。隠岐の島町議会会議規則第14条第3項の規定による、委員会提案の要件を満たしていますので、直ちに議題といたします。

ただ今、議題となりました、発委第5号「青少年健全育成基本法の早期制定を求める意見

書」、発委第6号「保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げの緊急対応と財源確保を求める意見書」、発委第7号「地方財政の充実・強化を求める意見書」、発委第8号「参議院選挙における合区の解消を求める意見書」の4件の議案について、一括して提出者から「提案理由の説明」を求めます。

7番：総務教育民生常任委員長：齋藤幸廣議員

○7番（ 齋 藤 幸 廣 ）

発委第5号 「青少年健全育成基本法の早期制定を求める意見書」

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

平成28年9月30日提出

提出者 総務教育民生常任委員長 齋 藤 幸 廣

隠岐の島町議会議長 高 宮 陽 一 様

明日の社会を担う青少年の健全育成は、すべての国民の願いであります。

しかしながら、今日我が国の相継ぐ少年の凶悪事件、いじめ自殺事件等にみられるように、青少年の心の荒廃は深刻な事態に直面しています。その要因として、頻発する児童・幼児虐待事件等に象徴される家庭の崩壊、また倫理・道徳教育を軽視し、人格形成の場としての役割を果たしてこなかった学校の問題が指摘されています。とりわけ、地域社会においては、露骨な性描写や残虐シーンを売り物にする雑誌、ビデオ、コミック誌等をはじめとする、性産業の氾濫、テレビの有害番組の問題等に加え、インターネット・携帯電話・スマートフォン等の情報通信の発展とともに新しい有害環境の出現も指摘されています。この社会の現状を見ると、青少年の心の荒廃は、我々大人が「青少年を見守り支援し、時に戒める」という義務を果たさなかったゆえの結果と言わざるを得ないのであります。

これらの問題に対して、各都道府県の「青少年健全育成条例」が対処し、一定の効果は上げてきましたが、今日では、その限界性が指摘されております。今、求められているのは、青少年の健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、有害環境から青少年を守るための国や地方公共団体、事業者そして保護者等の責務を明らかにし、これによる一貫性のある、包括的、体系的な法整備であります。

特に「健全な青少年は健全な家庭から育成される」という原点に立ち返り、「家庭の価値」を基本理念に据えた、「青少年健全育成基本法」の制定が必要であると考えます。

上記内容を踏まえ、国会及び政府に、「青少年健全育成基本法」の早期制定を強く求めるも

のであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月30日

島根県隠岐郡隠岐の島町議会

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、警察庁長官であります。

発委第6号 「保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げの緊急対応と財源確保を求める意見書」

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

平成28年9月30日提出

提出者 総務教育民生常任委員長 齋藤 幸 廣

隠岐の島町議会議長 高 宮 陽 一 様

2015年4月、子ども・子育て支援新制度（略：新制度）が施行されました。新制度では、消費税を財源に、保育の「量的拡大」及び「質の改善」を目指していますが、財源確保を含めて未だ十分とは言えません。

保育の現場では、実態に合わない保育士の配置基準による労働条件の厳しさや給与水準の低さから、保育士不足が深刻であり、増加する待機児童への対応も遅れています。

こうした事態を解決するためには、国の責任による保育制度の改善と財源確保が不可欠です。新制度の実施主体である市町村が十分に役割を果たし、「すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る」とする子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえた取組みが推進されるよう、国として保育士の処遇改善と配置基準の引き上げを緊急に行い、そのために必要な財源を安定的に確保することが必要です。

よって、国におかれましては、「保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げの緊急対応と安定的な財源確保を求めて、以下について要望します。

1. 十分な予算を確保し、保育士の配置基準と処遇改善を進めること。
2. 保育施設の開所日数、開所時間に見合う単価設定など、実態を踏まえて公定価格を改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月30日

島根県隠岐郡隠岐の島町議会

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、総務大臣、少子化対策担当大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

発委第7号 「地方財政の充実・強化を求める意見書」

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

平成28年9月30日提出

提出者 総務教育民生常任委員長 齋藤 幸 廣

隠岐の島町議会議長 高 宮 陽 一 様

地方財政の充実・強化を求める意見書について提案理由の説明を申し上げます。

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定・実行など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめ、人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障と地方財政を二大ターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速しています。とくに、今年度から開始された「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小が危惧されるものとなっています。「インセンティブ改革」とあわせて、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2017年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

1. 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの

- 対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止すること。
 4. 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興にかかる財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
 5. 地域間の財源偏在性の是正のため、地方偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への財源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。同時に各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。
 6. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「重点課題対応分」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。
 7. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月30日

島根県隠岐郡隠岐の島町議会

提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、経済産業大臣、地方創生担当大臣であります。

発委第8号 「参議院選挙における合区の解消を求める意見書」

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

平成28年9月30日提出

提出者 総務教育民生常任委員長 齋藤 幸 廣

隠岐の島町議会議長 高 宮 陽 一 様

我が国の都道府県制度は、地域の生活文化に根ざし、定着した地方の自治の根幹です。加速度的に進む人口減少と一極集中の是正に向け、我々は地方創生に期待し、地域の存続を

かけて懸命に取り組みを始めたところです。

しかし、参議院選挙における選挙区の合区は、地方の住民に、地方の声が国政に届きにくくなり地方切り捨てにつながるという危惧と都道府県単位で国政に代表を出せる県と出せない県が生ずるといった新たな不平等をもたらしました。

国会及び政府におかれては、合区を解消し、都道府県を選出区分とする選挙制度の原則を堅持し、地方の声がきちんと国政に反映できる仕組みを構築されるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月30日

島根県隠岐郡隠岐の島町議会

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、内閣官房長官であります。

○議長（高宮陽一）

以上で、「提案理由の説明」を終ります。

これより、一括して「質疑」を行います。

「質疑」はありませんか。

（「なしの声」あり）

「質疑なし」と認めます。

次に、一括して「討論」を行います。

「討論」はありませんか。

（「なしの声」あり）

「討論なし」と認めます。

これより「採決」を行います。

採決は起立によって行います。

発委第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立「全員」であります。

したがって、発委第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、発委第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立「全員」であります。

したがって、発委第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、発委第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

したがって、発委第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、発委第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

したがって、発委第8号は、原案のとおり可決されました。

日 程 第 6. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題とします。

各常任委員長・特別委員長から、審査を終えることのできなかつた事件及び調査を要する問題につき、隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査・調査を行いたいとの申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長、特別委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

よって、各常任委員長、特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を終ります。

日 程 第 7. 議員派遣の件

「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、「議員派遣の件」を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き、全部議了いたしました。

本日は、これをもって散会し、平成28年第3回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

(閉 会 宣 告 11時53分)

以 下 余 白